

## 佐渡かがやきの森クレジット購入証明書発行要領

令和8年9月9日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県が創出した「新潟県佐渡市内県有林Jークレジットプロジェクト」のJークレジット（以下「佐渡かがやきの森クレジット」という。）を、購入した者（以下「購入者」という。）に対し、佐渡かがやきの森クレジット購入証明書（以下「購入証明書」という。）を発行することについて、必要な事項を定めるものとする。

(購入証明書の発行対象者)

第2条 購入証明書の発行対象者は、佐渡かがやきの森クレジットを購入した者とする。

(購入証明書の発行申請)

第3条 購入証明書の発行を希望する購入者は、佐渡かがやきの森クレジット購入証明書発行申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(購入証明書の発行)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、販売実績等により購入の事実を確認した後、購入者に対し1回の取引により紙製の購入証明書を1通発行するものとする。ただし、1回の取引量が20t-CO<sub>2</sub>以上の購入者に対しては、木製の購入証明書を発行できるものとする。

2 購入証明書の様式は、様式第2号に定めるとおりとする。

(購入証明書の効力)

第5条 購入証明書は、購入者が佐渡かがやきの森クレジットを購入した事実を証するものであり、当該クレジットの無効化、カーボン・オフセットの実施その他Jークレジット制度上の効果を証明するものではない。

(返還)

第6条 知事は、購入証明書の発行申請に虚偽の内容があった場合又は購入証明書を不正な目的で使用した場合には、購入証明書の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか購入証明書の発行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月9日から施行する。

(様式第 1 号)

新潟県知事                      様

申請者  
(事業者・団体名等)  
(代表者職・氏名)  
(所在地)  
(電話番号)

佐渡かがやきの森クレジット購入証明書発行申請書

新潟県が販売した佐渡かがやきの森クレジットについて、下記のとおり購入証明書の発行を申請します。

記

|             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| J-クレジット購入者  |                                |
| J-クレジット購入数量 | _____ t- <u>CO<sub>2</sub></u> |
| 購入証明書あて名    |                                |

(様式第2号)



## 佐渡かがやきの森クレジット 購入証明書

                    (購入者)                     様

                    購入量                     t —CO2

新潟県佐渡市内県有林Jークレジットプロジェクトにより発行した佐渡かがやきの森クレジットを購入し、新潟県の森林づくりにご貢献いただいたことを証明します。

年    月    日

新潟県知事    花角    英世

印